

長岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市道の駅越後川口の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市道の駅越後川口条例（平成22年長岡市条例第67号）第7条第2項の規定により告示します。

令和8年3月19日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

- (1) 4月1日から11月30日まで 午前9時から午後6時まで
- (2) 12月1日から翌年の3月31日まで 午前9時から午後5時まで

2 休館日

- (1) 4月1日から11月30日まで 第1、第3及び第5火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。）
- (2) 12月1日から翌年の3月31日まで 毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。）
- (3) 1月1日及び同月2日

3 開館時間及び休館日を定める期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで